

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	総務局行政部行政課文書グループ (06-6208-7433)
処分課（担当）名	公文書館
処分の名称	行政刊行物等の閲覧申請に対する利用承認
概要	<p>大阪市公文書館に収蔵している行政刊行物等（公文書館行政刊行物等管理要綱第5条第1項に定める行政刊行物及び民間文書等をいいます。）を閲覧又は写しの交付を受けようとする場合には、所定の申請書を提出し、承認を受けていただく必要があります。</p> <p>申請があっても、閲覧の際の留意事項を遵守しない場合や、収蔵文書の保存状態・編集内容によっては、利用の制限を行うことがあります。</p> <p><b>(請求方法)</b></p> <p>大阪市公文書館において、窓口に備付けの行政刊行物等の目録の中から利用したい行政刊行物等を選び、行政刊行物等閲覧申請書に必要事項を記入し、窓口に提出してください。</p> <p>また、大阪市ホームページに掲載している行政刊行物検索から利用したい行政刊行物等を選び、ダウンロードした閲覧申請書の様式に必要事項を記入し、窓口に提出することもできます。</p> <p>利用制限に当たらない場合は、即日で閲覧又は写しの交付を受けることができます。</p> <p>詳細は、下記をご覧ください。</p>
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市公文書館条例（昭和63年4月1日 条例第12号）第4条</li> <li>・公文書館行政刊行物等管理要綱（平成23年4月1日施行）</li> </ul>
審査基準	<p>次に掲げる場合は、利用を承認しないことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 行政刊行物等を汚損又は破損するおそれがあるとき             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 次の場合、この要件に該当するとされる場合があります。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政刊行物等を閲覧室又は公文書館職員の指定する場所以外で利用しようとする場合</li> <li>・閲覧する場所に閲覧に必要なもの以外のものを持ち込む場合</li> <li>・行政刊行物等を粗野に取扱う場合</li> <li>・その他行政刊行物等が損失するおそれがある場合</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 個人の秘密保持等の必要があるとき             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 次の場合、この要件に該当するとされる場合があります。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開することにより人権侵害のおそれがある行政刊行物等を利用しようとする場合</li> <li>・公開することにより公共の安全及び利益を損なうおそれがある行政刊行物等を利用しようとする場合</li> <li>・公開することにより特定の者に不当な利益又は損害を与えるおそれがある行政刊行物等を利用しようとする場合</li> <li>・法令、通達で公開を禁じられている行政刊行物等を利用しようとする場合</li> <li>・寄贈、寄託によるもので、その利用について寄贈者又は寄託者から制限を受けている行政刊行物等を利用しようとする場合</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>3 その他市長が不適当と認めるとき             <p>上記に該当しない場合でも、個々具体的のケースにより、施設の実情に応じて不適当とされる場合があります。</p> </li> </ol>
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	大阪市公文書館
提出時期	随時（但し、大阪市公文書館の開館時となります。開館時間：午前9時～午後5時30分、休館日：土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日、年末年始）
提出方法	<p>行政刊行物等閲覧申請書を大阪市公文書館受付窓口へ提出してください。</p> <p>○申請書の様式は、こちらからダウンロードできます。</p> <p>「行政刊行物等閲覧申請書」  <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/somu/cmsfiles/contents/0000003/3759/R1_gyouseikannkoubuteturann.pdf">http://www.city.osaka.lg.jp/somu/cmsfiles/contents/0000003/3759/R1_gyouseikannkoubuteturann.pdf</a></p>
手数料	無料（但し、写しの交付の場合は実費の前納が必要）
相談窓口	大阪市公文書館
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000003759.html">http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000003759.html</a>
備考	